(二)　この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、地方管理空港等（地方管理空港その他の空港であって、地方公共団体が設置し、及び管理するものをいう。）における(1)に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該地方管理空港等に係る(2)から(4)までに掲げる事業をいうこととした。（第二条第六項関係）

(1)　空港の運営等であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの

(2)　空港航空保安施設の運営等であって、その使用料金を自らの収入として収受するもの

(3)　空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

(4)　(1)から(3)までに掲げる事業に附帯する事業

3　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針

国土交通大臣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第三条関係）

4　国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

(一)　国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業は、当該空港の設置管理者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第一〇条の六第一項の規定により当該事業に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定した場合に限り、実施することができることとした。（第四条及び第一〇条関係）

(二)　国管理空港等の設置管理者は、民間資金法第四条第一項に規定する基本方針及び3の基本方針にのっとり、同法第五条第一項に規定する実施方針の策定を行うことができることとした。（第五条及び第一一条関係）

(三)　国管理空港運営権者（国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者をいう。）が国管理空港特定運営事業を実施する場合及び地方管理空港運営権者（地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者をいう。）が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法及び空港法等の特例等を定めることとした。（第七条～第九条、第一二条及び第一三条関係）

5　その他

(一)　国土交通大臣は、民間資金法第七条第一項の規定により国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする場合等においては、財務大臣その他関係行政機関の長に協議することその他所要の規定を設けることとした。（第一四条～第一六条関係）

(二)　当分の間の措置として、共用空港について、使用料金を収受して専ら一般公衆の利用に供される施設の運営等を行う事業は、当該事業に係る公共施設等運営権を設定する場合に限り実施することができるものとし、この場合における関係法律の特例等について定めることとした。（附則第二条～第一二条関係）

(三)　当分の間の措置として、特定地方管理空港（国が設置し、地方公共団体が管理する空港）について、地方公共団体が、一定の要件を備えていると認められる法人を指定し、着陸料等を収受して空港の運営等を行わせることができることとした。（附則第一三条関係～第一七条関係）

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（文部科学省）

1　生涯学習政策局政策課、生涯学習推進課及び参事官の所掌事務の再編を行うとともに、調査企画課を廃止し、同局に新たに情報教育課を置くこととした。（第四条、第二六条～第三〇条及び第三二条関係）

2　科学技術・学術政策局の所掌事務の再編を行うとともに、同局に置かれる各課並びに計画官及び国際交流官を政策課、企画評価課、人材政策課、研究開発基盤課及び産業連携・地域支援課に改組することとした。（第七条及び第五四条～第六〇条関係）

3　研究振興局並びに振興企画課、基礎研究振興課及びライフサイエンス課の所掌事務の再編を行うとともに、情報課及び基盤研究課を廃止し、同局に新たに参事官二人を置くこととした。（第八条、第六一条～第六五条及び第六七条～第六九条関係）

4　科学技術政策研究所の所掌事務の再編を行うとともに、同研究所を科学技術・学術政策研究所に改組することとした。（第八九条及び第九一条関係）

5　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（政令第一九〇号）（環境省）

原子力規制委員会設置法（平成二四年法律第四七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年七月八日とすることとした。

◇原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一九一号）（環境省）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　発電用原子炉に係る規定を試験研究用等原子炉とは別に規定するとともに、これに伴う所要の改正を行うこととした。

2　発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限を二〇年とすることとした。

3　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に追加された規定に係る手数料を定めることとした。

二　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正関係

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における発電用原子炉に適用される規定が改正されたことに伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について適用する同法の規定の特例について所要の改正を行うこととした。（第一〇条関係）

三　関係政令の一部改正関係

関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条から第九条まで関係）

四　経過措置

発電用原子炉が東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る場合であって、かつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六四条の三第一項の認可があった場合には、原子力規制委員会設置法附則第二三条第一項前段の規定による届出を要しないものとすることとした。（第一一条関係）

五　施行期日等

1　この政令の改正に伴う所要の経過措置を整備することとした。

2　この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（財務省）

1　平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関する経費であって平成二四年度において不用となった金額等及び平成二四年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかった額を財政法（昭和二二年法律第三四号）第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。